

北海道告示第11309号

北海道が令和4年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

また、次の表の左欄に掲げる事務又は事業に係る補助金等の交付の決定、補助金等の額の確定その他補助金等の交付に関する権限は、それぞれ同表の補助金等の交付に関する権限の委任欄に掲げる職にある者に委任する。

令和4年10月19日

北海道知事 鈴木 直道

(農政部所管分その30)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
1 農地農業用施設災害復旧事業 農地及び農業用施設の災害復旧事業を行い、農業の維持及び経営の安定を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村 土地改良区 農業協同組合 知事が適当と認める者	市町村、土地改良区、農業協同組合等が農地又は農業用施設の災害復旧事業を行う場合における当該事業に要する経費	別記1のとおり	農政第20号様式 農政第102号様式	農政第31号様式 農政第102号様式 農政第105号様式から農政第111号様式まで 農政第112号様式その1 農政第113号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局	総合振興局長 又は振興局長	
2 災害関連農村生活環境施設復旧事業 農業用施設の災害復旧事業に係る災害関連事業を行い、農業の維持及び経営の安定を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村 土地改良区 農業協同組合 その他土地改良事業を行う者	市町村、土地改良区、農業協同組合等が、農地又は農業用施設の災害復旧に係る災害関連農村生活環境施設復旧事業を行う場合における当該事業に要する経費	工事費の100分の50 (激甚災害による集落排水施設復旧事業費、その他の農村生活環境施設復旧事業費が甚大な市町村(6,000万円以上)は100分の80)	農政第20号様式 農政第102号様式 別に指示する様式	農政第31号様式 農政第102号様式 農政第105号様式から農政第111号様式まで 農政第112号様式その1 農政第113号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局	総合振興局長 又は振興局長	